

## 山梨県・四川省友好県省締結 40 周年記念事業渡航費補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 知事は、山梨県と友好県省関係を結ぶ中国四川省と、民間での交流を深め、互惠関係の構築を推進するため、山梨県・四川省友好県省締結 40 周年記念事業（以下「補助事業」という。）に参加する者の渡航に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付対象等)

第 2 条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）、対象経費及び金額は別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第 3 条 申請者は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請にあたっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第 4 条 知事は、交付の申請があったときは、内容を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに、交付決定通知書（様式第 2 号）を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定にあたっては、前条第 2 項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第 2 項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第6条 知事は、補助対象者に対し、必要に応じ、補助事業等の遂行状況を報告させることがある。

(実績報告書)

第7条 補助対象者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)を、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払額がわかる書類の写し
  - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容(第5条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、別に定める日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払とする。

- 2 前項の規定に関わらず、知事は、補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助対象者に対し、概算払により交付することができる。
- 3 補助対象者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整理保管しておかなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11条 補助対象者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額等の額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年9月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助区分	交付対象者	補助対象経費		補助金額
		経費区分	経費内容	
山梨県・四川省友好県省 40 周年記念事業渡航	訪問団の一員として、補助事業に参加する団体又は個人	旅費	航空券代、燃油サーチャージ等の諸費用等	補助率：補助対象経費の 1/2 以内 上限額：一人当たり 5 万円
		役務費	海外旅行保険料等	
		その他	上記に掲げるもの 他、知事が必要と認める経費	